

平成30年度大阪市人権啓発推進員全体研修

「地域で暮らす外国籍住民をめぐる人権」

平成30年11月1日
大阪市立住まい情報センター 於
平成30年11月9日
大阪市城東区民センター 於

大阪企業人権協議会
講師 上田 修三

外国人実習後に就労資格

最長5年本格受け入れ

外国人就労拡大を表明

首相「仕組み早急に」

建設や農業

保護と在留管理 両輪で

日本経済新聞記事より

増える外国人 進んだ「開国」⑤
交流から「共生」へ

外国人就労増へ環境整備

働く外国人 差別どう防ぐ
接客業で多く 暴言や嫌がらせも

ふえる外国人に

やさしい日本語

避難→にげる / 不燃ごみ→こわすごみ 自治体が くふう

日本経済新聞記事より

留学生の国内就職率5割目標

文科省、12大学で支援

留学生就職先拡大へ

在留資格接客やアニメも

日本語学校在籍、留学生の3割

大学院抜き大学に迫る

日本経済新聞記事より

—目次—

はじめに. 大阪市「人権が尊重されるまち」指標

I. 在留外国人に関する基礎知識

- ・在留外国人について「暮らす、働く、学ぶ、訪れる外国人」
- ・国の外国人受け入れ政策の概要と流れについて

II. 外国人の人権に関する基礎理解

- ・世界人権宣言、人種差別撤廃条約
- ・現存する社会の差別・不適正事例

III. 多文化共生のまち

- ・共生の好事例
- ・大阪市のとりくみ

おわりに

地域の人権啓発の担い手「大阪市人権啓発推進員」

「人権が尊重されるまち」指標

✕ 大阪市（平成29年度版）

「人権が尊重されるまち」とは、「大阪で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受け容れ、共に生きるまち」「差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまち」です。



大阪市 さまざまな人権課題への取組み

- (1) 女性 — 女性が仕事に家庭・地域生活にいきいきと暮らせるまち
- (2) こども — こどもたちの笑顔と個性が輝く子育てしたいまち
- (3) 高齢者 — 生きがいをもって安心して暮らせるまち
- (4) 障がいのある人
— 障がいのある人と障がいのない人がともに暮らし活動するまち
- (5) 同和問題 — 差別のないまち
- (6) 外国籍住民 — 多文化共生のまち
- (7) 個人情報保護 — 自らの情報が適切に取り扱われているまち
- (8) 犯罪被害者等への支援
— 地域の人々の理解や協力が得られるまち
- (9) ホームレス — 地域社会の中で再び自立した生活が営めるまち
- (10) LGBTなどの性的少数者 — 自分らしく生きることができるまち

I .在留外国人に関する基礎知識

I. 在留外国人に関する基礎知識

1. 在留外国人の「概況」

- ◇日本には、1980年代以降、新たに来日する外国人が増加した。
※これらの外国人を「ニューカマー」と呼ぶことがある。
- ◇とりわけ、近年、少子高齢社会の進行による労働力の補完、企業活動のグローバル化等による外国人雇用の拡大に伴い、日本で生活する（住む、働く）外国人が増加。
- ◇外国人に対するステレオタイプ・偏見による差別・人権侵害も少なくない
 - ⇒在留外国人「差別を受けた経験 3割」（2016年 法務省調査）
 - ⇒誰から？ 「見知らぬ人 53.3%」
「職場の上司・同僚・部下 38.0%」
「近隣の住民 19.3%」
- ◇歴史的な経緯によって、第二次世界大戦以前から日本に暮らす人とその子孫が大半を占める韓国・朝鮮籍の人たちに対する差別・人権侵害も依然発生。

2. 在留外国人の長期化・定住化

- 従来は比較的、短期間の滞在。しかし、最近では、在留資格の更新を重ねて、長期にわたって日本で働き続ける人たちが増加。
- そうした中で、外国人の人権問題は、外国人労働者の問題に加えて、生活・地域社会で共生する外国人市民問題へと変化。
- 外国人が多数居住する地域の中で、そうした反目等の解決を目指して住民・行政の取組みも行なわれてきている。
- また、こうしたことを受けて、中長期間にわたり適法に在留する外国人の存在を前提とした入管法の改正及び外国人登録法の廃止、住民基本台帳法の改正等が行われた。(2012年7月)

I. 在留外国人に関する基礎知識

3. 日本政府の外国人受け入れ政策の概要とその流れ

昭和39年	東京オリンピック
昭和45年	大阪万博
昭和47年	国際交流基金設立
昭和56年	在留資格「外国人研修制度」創設
昭和59年	留学生受入れ10万人計画、中国帰国孤児定着促進センター開設
平成 2年	入管法改正(出入国管理及び難民認定法) ※日系人は就業できるビザ(ブラジル、ペルー等)
平成 5年	外国人技能実習制度発足 文科省「学校教育における日本語(生活言語)カリキュラム」
平成18年	総務省「地域における多文化共生推進プラン」策定
平成20年	留学生30万人計画
平成24年	新在留管理制度(外国人登録制度廃止)
平成28年	ヘイトスピーチ解消法施行
平成29年	民泊法(住宅宿泊事業法)
平成30年(予定)	特定技能資格(建設/宿泊/農業/介護/造船の予定)
平成32年(予定)	東京オリンピック・パラリンピック

I. 在留外国人に関する基礎知識

(参考)

大阪入国管理局 マスコットキャラクター えんトラくん



大阪入国管理局HPより

I. 在留外国人に関する基礎知識

4. 在留資格

大阪労働局職業安定部職業対策課「外国人雇用Q&A」より作成

日本は外国人労働者を無条件・無制限には受け入れていない。

◆活動に基づく在留資格

○特定された就労活動が認められる在留資格(27種類)

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、介護、技能実習、特定活動

○就労を認めていない在留資格(5種類)

※資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる

文化活動、短期滞在(観光客)、留学、研修、家族滞在

◆身分又は地位に基づく 在留資格

資格外活動許可 アルバイト週28時間

○就労に制限がない在留資格(4種類)

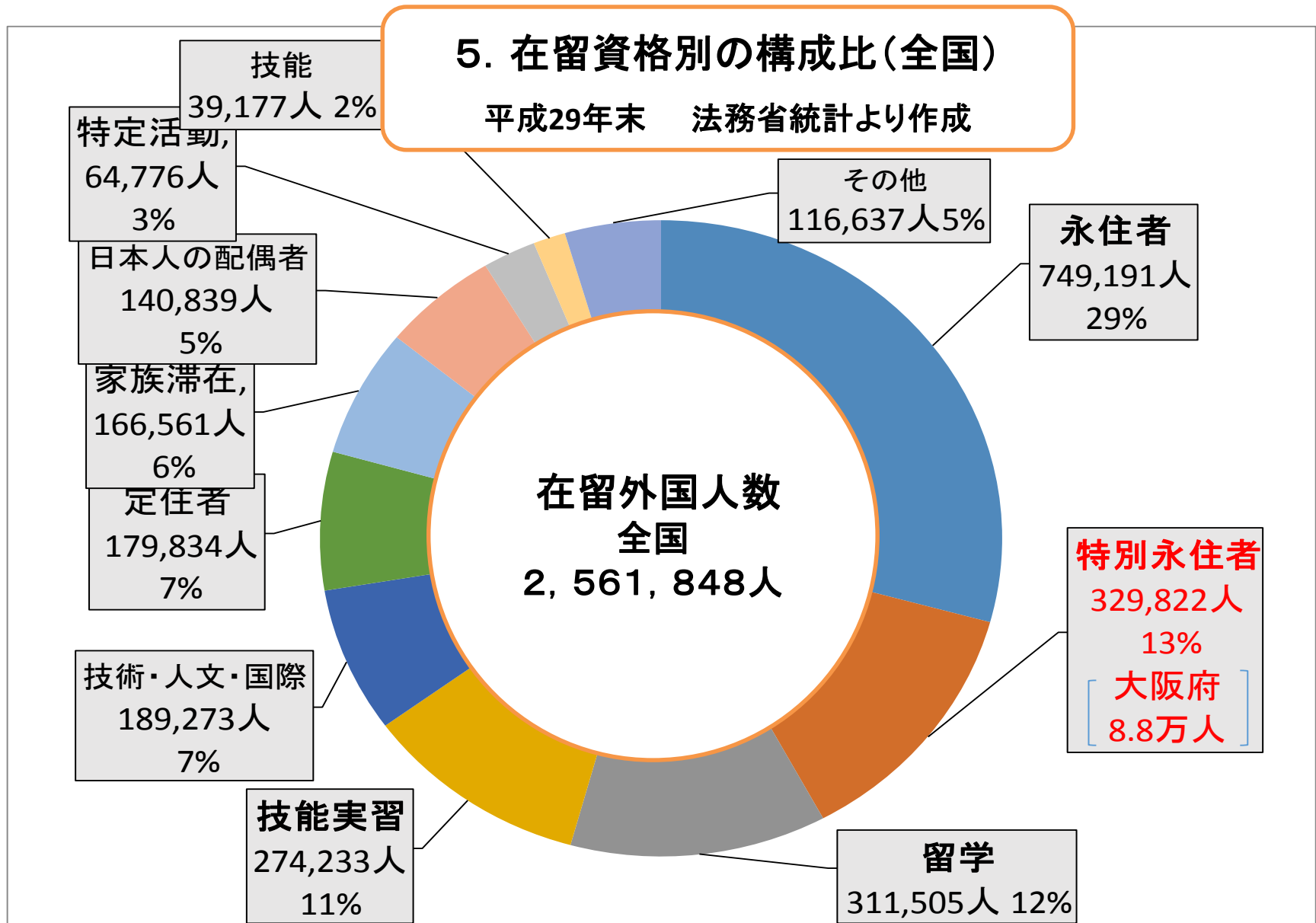
永住者(特別永住)、日本人の配偶者等、永住者の配偶者、定住者

「特別永住」とは在日韓国・朝鮮人は、その歴史的背景等を受けて、大半の人たちが、一般の外国人とは別の特別に在留することのできる地位「特別永住」が付与されており、就職など在留活動に制限はない。法的地位を証明するものとして「特別永住者証明書」が交付される。

I. 在留外国人に関する基礎知識

5. 在留資格別の構成比(全国)

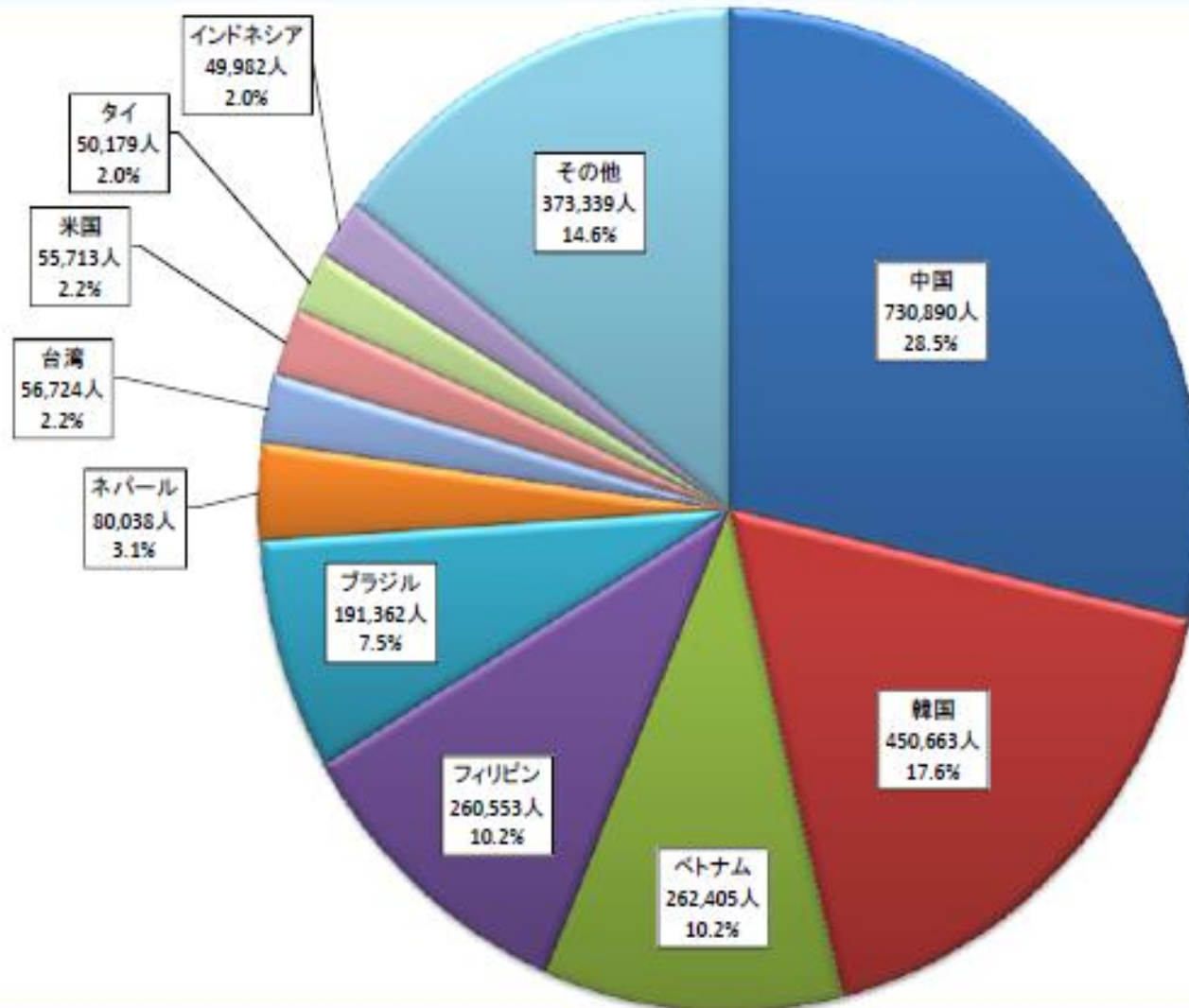
平成29年末 法務省統計より作成



I. 在留外国人に関する基礎知識

6. 国籍・地域別構成比(全国)

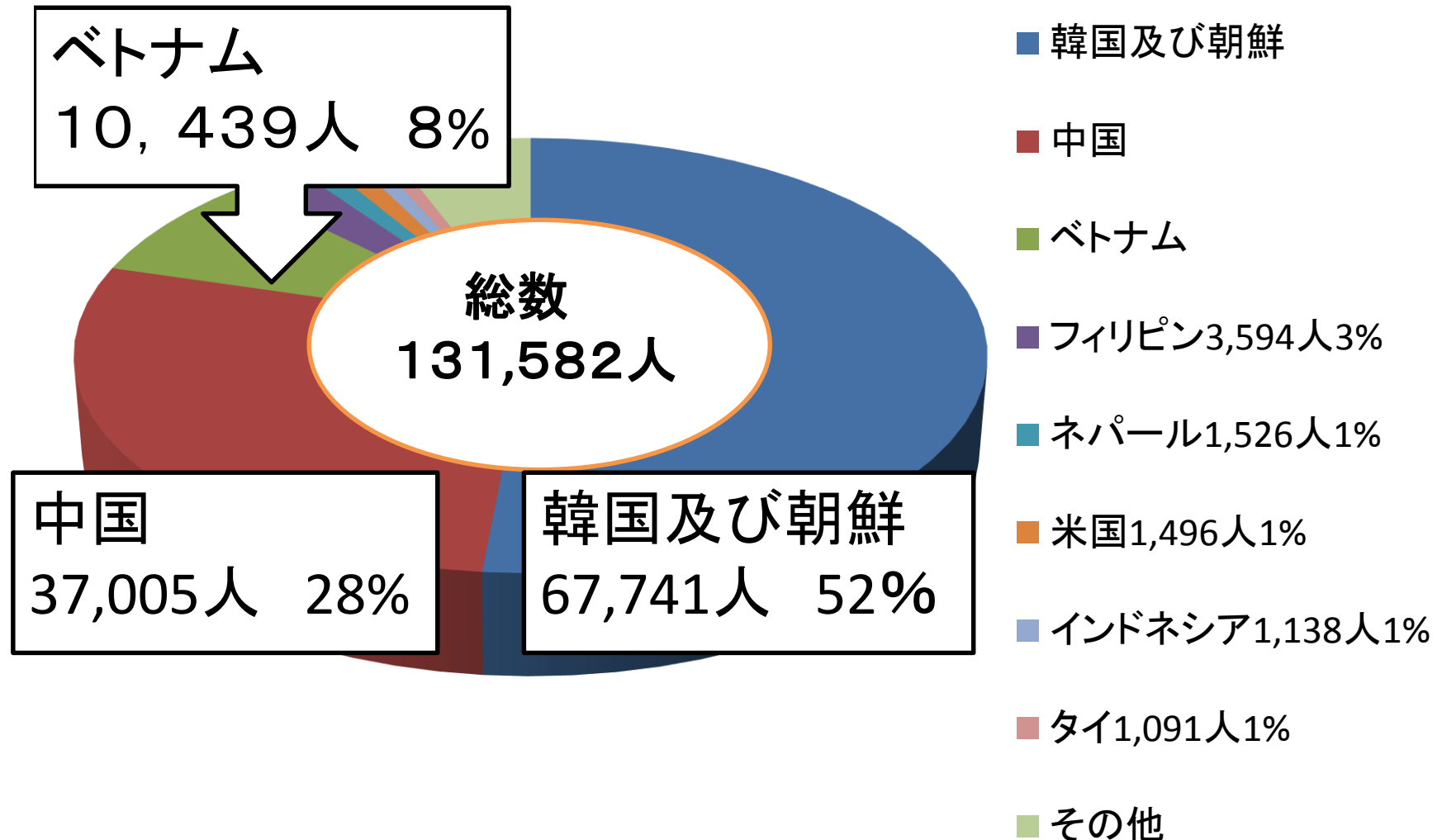
平成29年末 法務省統計より作成



I. 在留外国人に関する基礎知識

7. 国籍・地域別状況(大阪市)

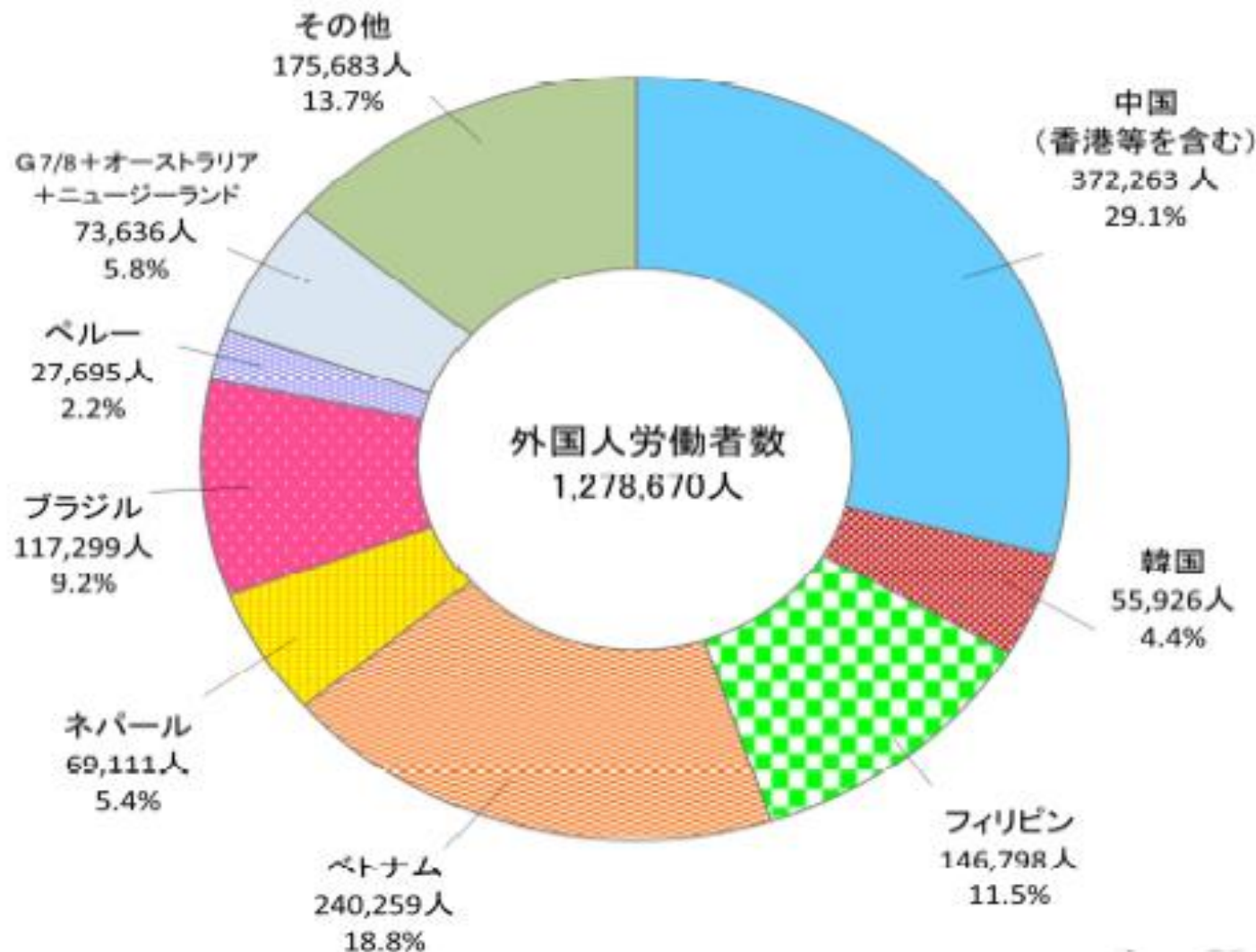
平成29年12月末 大阪市外国人住民数等統計より作成



I. 在留外国人に関する基礎知識

8. 外国人労働者の国籍別状況(全国)

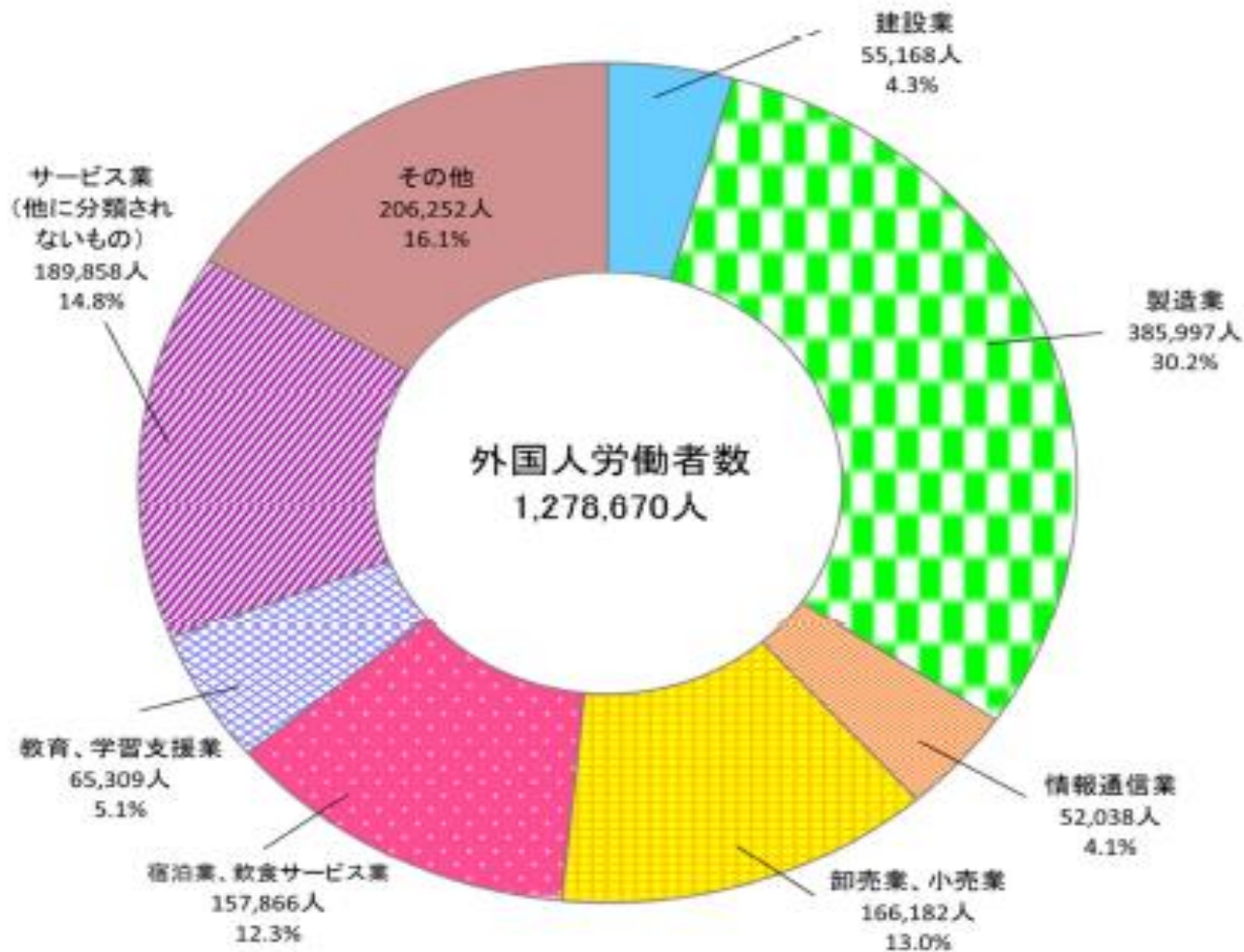
平成29年10月末 厚生労働省 外国人雇用状況届出統計より作成



18.8% 大阪企業人権協議会【当該研修のみにて使用無断転載・複製を禁ず】

I. 在留外国人に関する基礎知識

9. 産業別外国人労働者数の状況(全国) 平成29年10月末 厚生労働省 外国人雇用状況届出統計より

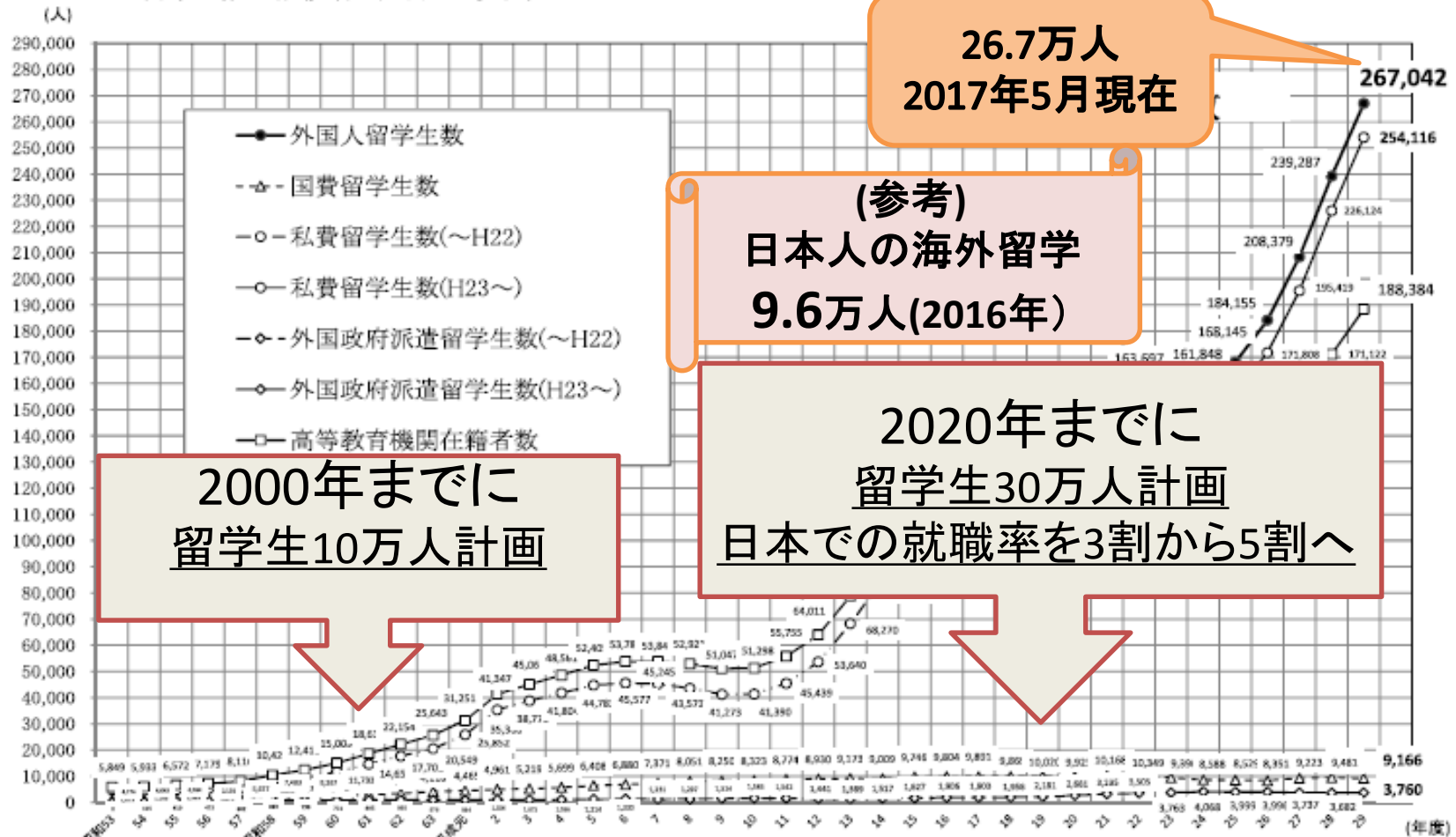


I. 在留外国人に関する基礎知識

10. 外国人留学生の推移

平成29年12月 日本学生支援機構資料より作成

1. 留学生数の推移(各年5月1日現在)

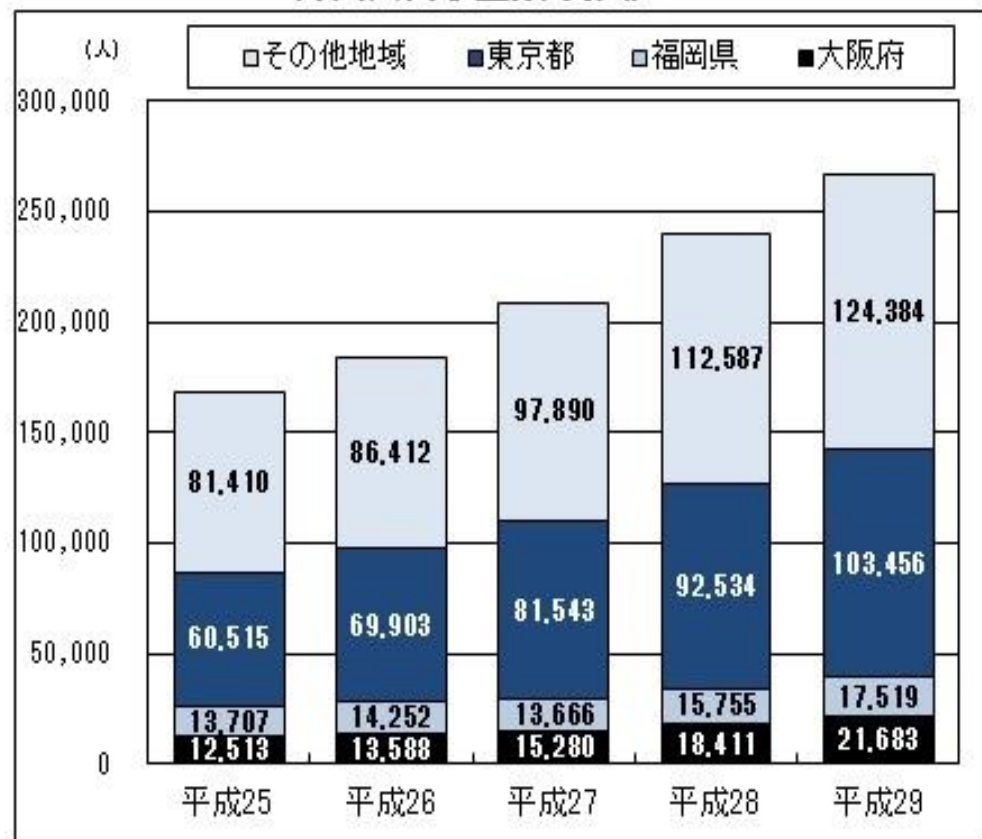


※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年6月以降は日本語教育機関に在籍する留学生を

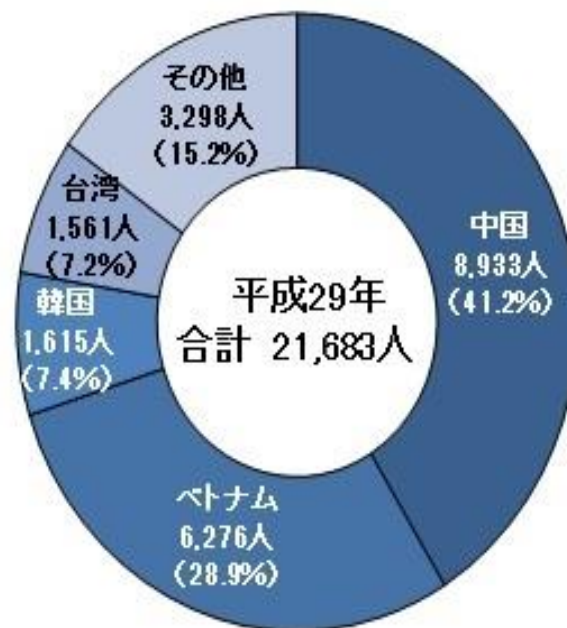
I. 在留外国人に関する基礎知識

(参考)外国人留学生の状況(大阪府)

外国人留学生数の推移



大阪府の外国人留学生出身地域



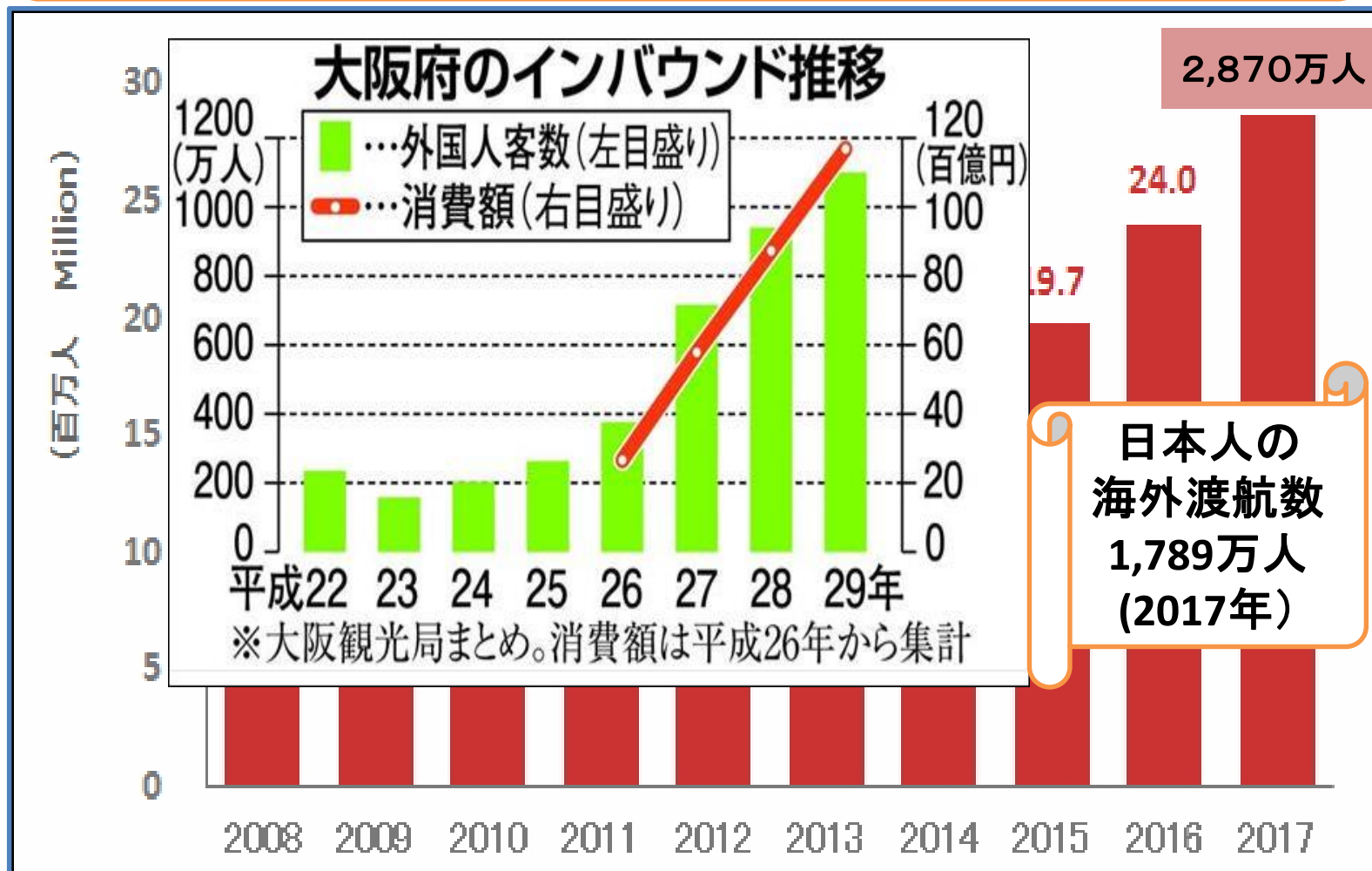
(出典: (独) 日本学生支援機構「平成29年度外国人留学生在籍状況調査結果」)

※日本語教育機関における外国人留学生を含む。

I. 在留外国人に関する基礎知識

11. 訪日外国人(インバウンド)の推移

平成30年3月末 日本政府観光局資料より作成



Ⅱ. 外国人の人権に関する基礎理解

Ⅱ.外国人の人権に関する基礎理解

1. 外国人の人権保障

世界三大差別「人種差別」「性差別」「年齢差別」

○憲法(抜粋)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

○世界人権宣言 自由権規約(国際人権B規約)(抜粋)

第26条 すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

○人種差別撤廃条約(抜粋)

第1条 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

2. 内外人平等の原則

①公的領域

- ・現在は先進国を中心に外国人に自国民と同じ権利保障を法的にすることが、ほぼ一般的になってきている。ただ、日本も公的領域の全てに亘っては、内外人平等にはなっていない。そのため、他の国等の比較の中で外国人の人権問題として社会問題になることもある。

②民間領域

- ・外国人労働者には労働関係法令及び社会保険関係法令が守られていない等の労働問題が数多く起こっている。

3. 現存する社会の差別・不適正事例 ①

平成28年度「外国人住民調査」

法務省において、平成28年11月14日から12月5日の期間、全国37市区(大阪府下は大阪市/堺市/東大阪市)の18,500人(18歳以上)の在留外国人を対象(観光客は含まず)に実施した結果、4,252人から回答がありました。

平成29年3月にまとめられた主な内容を紹介します。

3. 現存する社会の差別・不適正事例 ②

【家探し】:外国人であることを理由に入居を断られた経験がある=39.3%

【仕事探し】:外国人であることを理由に就職を断られた経験がある=25.0%

【差別的な言葉】:外国人であることを理由に侮辱されるなど差別的なことを言われた経験が「よくある」「たまにある」=29.8%

3. 現存する社会の差別・不適正事例 ③

大阪府では「差別のない社会づくりのためのガイドライン
(平成30年3月改定版)」において

【入居拒否】賃貸建物、マンションへの入居拒否

【採用内定の取り消し】在日外国人であることを理由にした採用内定の取り消し

【入店・サービス提供拒否】商店、公衆浴場における入店・入浴拒否。理容店におけるサービス提供拒否

【宿泊拒否】ビジネスホテルに電話予約したが宿泊拒否

等の事例が記載されています。

4. 外国人に対する差別・人権侵害の背景

「ステレオタイプ」について

日本社会には外国人に対する思い込み(ステレオタイプ)や偏見が根強くあり、トラブル・人権問題の発生の大きな原因となっている場合があります。

＜外国人に対するステレオタイプ例＞

- ・「外国人は何をしでかすかわからない」
- ・「外国人には気をつけなければ・・・」
- ・「外国人は怖い・不気味」
- ・「何かトラブルが起きるとすぐに国に帰ってしまう」
- ・トラブルを起こす人たち 等

(参考)ステレオタイプについて ①

ステレオタイプとはある集団に対して多くの人たちが共通したイメージをもつことを言います。

私たちは元々ステレオタイプになる習性があり、他者(他の集団)の行動パターンを予測する能力でもあり、今日の複雑な社会に適応する上で便利あるいはしかたがない面もあります。

例えば「日本人は勤勉だ」「ブラジル人はサッカーが好きだ」「大阪人はせっかち」「女性は機械に弱い」「年寄りは頑固だ」等は固定概念と同じ意味と言えます。

(参考)ステレオタイプについて ②

これらは社会にある「流言・デマ」や昔からの「風習・しきたりや迷信」などが不当に一般化され、正しくものを見ることがそこなわれます。

一部の人の不祥事等が報道されると、マイナスイメージが増幅され、関係する集団に対してステレオタイプが働きます。これらが「思い込み」になり、「偏見」となり、「差別(行為)」となってしまいます。

【差別が発生するしくみの概要図式】

「ステレオタイプ」+「マイナスイメージ」⇒「偏見」

「偏見」の具体化⇒「差別」(行為)



多様性の理解は人権の第一歩

「ステレオタイプ・偏見・差別」の問題から脱皮するために次の対応を提案します。

- ・情報不足のまま、他者(他の集団)を価値判断することを避けましょう。
- ・異文化を正しく理解するため他者(他の集団)に対する事実情報をそろえるまでは判断を猶予する姿勢を持ちましょう。

Ⅲ. 多文化共生のまち

Ⅲ. 多文化共生のまち

1. 共生の事例紹介 ①

平成29年3月

総務省「多文化共生事例集」より

【防災・減災】

青森県弘前大学:

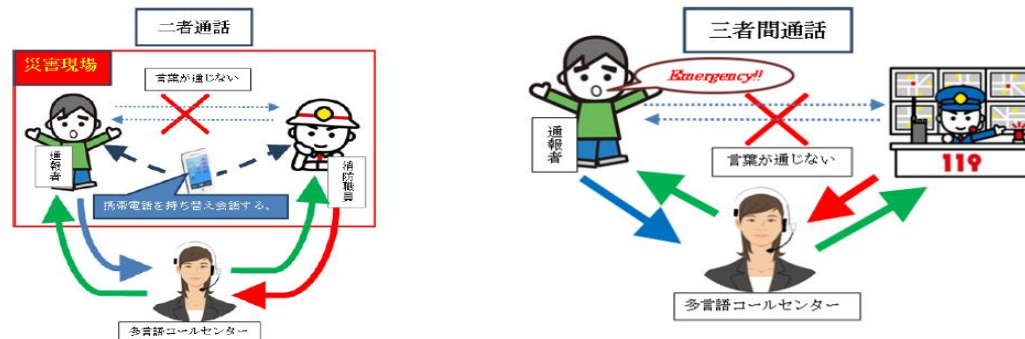
情報伝達支援「やさしい日本語」の研究
に

例)「直ちに避難して下さい」⇒「すぐ 逃げてください」

大阪市消防局:

三者通話による119番通報の多言語対応

5 か国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語）に 24 時間対応している。



1. 共生の事例紹介 ②

【地域の多文化共生意識の涵養】

埼玉県ふじみ野市：

約50人のスタッフが、入国者への日本語指導、家庭内暴力被害者への支援、多言語での生活情報の提供、外国人の子どもに対する学習指導・進路指導のほか、多言語での無料生活相談や、外国人住民と日本人住民の交流の場である「交流サロン」の開催等、幅広く外国人住民のニーズに対応しています。

大阪市立中央図書館：

外国語に関する資料や、外国人が日本を理解するための資料、母国語で読むことのできる資料を所蔵しています。地域の外国人住民の傾向を踏まえ、13言語の図書、雑誌等が利用できる。また、読み聞かせイベントでは日本人が親子で参加するケースも多く、日本人住民が異文化に触れる機会をつくることができます。

Ⅲ. 多文化共生のまち

1. 共生の事例紹介 ③

【外国人主体の取り組み】

浜松市精神保健福祉センター：

ブラジル人住民を主な対象とした「外国人メンタルヘルス相談窓口」を開設。ブラジルでの心理士資格を有する相談員が母国語でメンタルヘルス相談を行っています。

大阪国際交流センター：

「外国人コミュニティ連携事業」を開始、子どもと保護者が一緒に外国語や音楽、遊びを通じて多文化を体験、また、外国人住民同士が意見交換をする「教えて！あなたのやりたいこと」を開催。

Ⅲ. 多文化共生のまち

大阪市のとりくみ①

大阪市には、韓国・朝鮮籍の住民をはじめ、多くの外国籍住民が住んでおり、地域社会の一員として、その発展に貢献してきました。平成28(2016)年末の市域に居住する外国籍住民は、12万5,000人を超え、国籍・地域の数136にも及んでおり、その内約55%が韓国・朝鮮籍、約27%が中国籍となっています。そして、近年では、ベトナムやネパール等から、新たに来日する外国籍住民が増加するとともに、日本国籍を取得した人や、国籍は日本であっても両親や祖父母のいずれかが外国籍といった、外国にルーツをもつ住民も増えており、外国籍住民の文化的・歴史的背景、抱える課題やニーズも多様化しています。

平成21(2009)年に実施した「大阪市外国籍住民のコミュニティ生活意識実態調査」では、約30%が「地震や台風などの災害時の避難場所を知らない」と回答しており、外国籍住民が言葉や制度がわからないことによる不利益を被ることなく、市民サービスが適切に提供され、外国籍住民にとって暮らしやすい環境を整備していくことが求められています。

今なお、国籍や民族を理由とした差別やいじめなどの課題がありますが、お互いの文化を尊重し、受容する態度をはぐくむためには、市民相互の国際理解を深め、交流などを促進し、国籍や民族などの違いによる不当な社会的不利益を受けることのない人権を尊重する社会を実現することが一層重要となっています。

大阪市「人権が尊重されるまち」指標(6)外国籍住民 ー多文化共生のまちーより抜粋

Ⅲ. 多文化共生のまち

大阪市のとりくみ②

区役所における取組み

区役所ホームページ

- ・ホームページを通じて、3言語（英語、中国語（簡体字）、韓国・朝鮮語）を中心に機械翻訳にて情報提供。
- ・平成25年度より機械翻訳を導入し、日本語ページと同じ情報量の多言語情報を提供。

同時に、Google翻訳により、86言語に対応している。

- ・「やさしい日本語」による施設案内や防災等の情報提供。
- （各局・室等においてもホームページを開設し、情報提供）

大阪市HP「多文化共生施策にかかる事業一覧」より

Ⅲ. 多文化共生のまち

大阪市のとりくみ(参考) 外国籍住民への情報提供① 公益財団法人 大阪国際交流センターの実施事業 (同センターHPより抜粋)

情報発信

インフォメーションセンターやインターネットなどを通じて、在住外国人をはじめとする市民に国際交流や多文化共生に関する様々な情報提供を行っています。

- ⇒ インフォメーションセンター **A**
- ⇒ 刊行物のご案内
- ⇒ 災害時多言語支援センター

市民レベルの国際交流・理解

国籍や民族の異なる人々が、世界的視野を持ちながら互いの文化を認め、ともに地域社会の一員として共生していくため、市民レベルでの相互交流や文化理解の促進に向けた取り組みを進めています。

- ⇒ アイハウスDay
- ⇒ 訪日国際交流団体の大阪招へい

Ⅲ. 多文化共生のまち

大阪市のとりくみ(参考) 外国籍住民への情報提供①ー A 公益財団法人 大阪国際交流センターの実施事業 (同センターHPより抜粋)

きんきゅうじょうほう 緊急情報

いま でんき と す みず ばしょ
● 今も電気が止まっているマンションに住でいるみなさまへ (水がもらえる場所について)

ねん がつ にち
(2018年9月6日)

たいふう ごう げんざい おおさかしない でんき と
台風21号により、現在、大阪市内で電気が止まっているところがあります。

かく うご ひろ ばしょ みず と
そのため、各マンションにあるポンプなどが動かなくなり、広い場所で水が止まっているところがあるようです。

つぎ ばしょ みず みず と き すいどうすい い もの も
次の場所で水がもらえます。また、水をもらう時は、水道水をいれる入れ物を持っていってください。

Ⅲ. 多文化共生のまち

大阪市のとりくみ(参考) 外国籍住民への情報提供② 公益財団法人 大阪国際交流センターの実施事業 (同センターHPより抜粋)

地域における多文化共生社会の実現

外国人住民と市民がともに地域社会の一員として暮らし、社会参加を通じて活力を生み出す多文化共生社会の実現に向けたまちづくりへの取り組みを進めています。

⇒ 多言語による「外国人のための相談窓

□」 3言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語)で実施

- ⇒ 1日インフォメーションサービス
- ⇒ 外国籍住民相談窓口通訳支援
- ⇒ 日本語学習支援ボランティア育成
- ⇒ 災害時外国人支援ネットワーク整備
- ⇒ 国際学校支援市民募金

⇒ 外国人のための日本語学習支援

- ⇒ ふれあいサロン
- ⇒ たのしい日本語 B
- ⇒ 生活日本語コース
- ⇒ こどもひろば

⇒ 外国人のための日本文化紹介

- ⇒ 日本文化理解・交流サロン

⇒ 外国人留学生への支援

- ⇒ 外国人留学生支援事業
- ⇒ 支援にご協力を！市民募金

Ⅲ. 多文化共生のまち

大阪市のとりくみ(参考) 外国籍住民への情報提供②ー
公益財団法人 大阪国際交流センターの実施事業
(同センターHPより抜粋)

B

【外国人のための日本語学習支援】



にほんごしどう しかく も きょうかしよ つか たの おし
日本語指導の資格を持つボランティアが、教科書を使って楽しく教えます。

へいじつやかん まな
平日夜間に、レベルにあわせて学べます！

ひょう
實用

えん きょうざいひ ふく
5.700 円 (教材費を含みます)

大阪市人権啓発推進員

第2条 推進委員に委託する業務(抜粋)

(1)大阪市が行う人権啓発事業の運営、その他市民に対する人権啓発に関する業務

(2)地域で生じた人権に関する問題又は市民からの人権に関する相談を区役所その他関係機関の相談窓口等へ取り次ぐ業務



[トップページ](#) > [市政](#) > [方針・条例](#) > [主要な計画、指針・施策](#) > [事業別計画、指針・施策](#) >
人権・多文化共生（ダイバーシティ推進）

参考資料と資料の出典について

大阪市 「人権が尊重されるまち」指標(平成29年度版)

大阪市 「外国籍住民施策基本方針」

大阪市 外国人住民数統計(ともに支えあう、多文化共生のまちづくりを)

大阪府 「差別のない社会づくりのためのガイドライン(平成30年3月改訂版)」

法務省入国管理局

「在留外国人を取り巻く最近の状況と課題 (平成29年11月)」

法務省 「外国人住民調査(平成28年度)」

総務省 「多文化共生事例集(平成29年3月)」

大阪労働局職業安定部職業対策課「外国人雇用 Q&A」

独立行政法人 日本学生支援機構(JASSO)

日本政府観光局(JNTO)発表統計

公益財団法人 大阪国際交流センターHP

ご清聴ありがとうございました。